

## 会津若松市学生PR部設置要綱

(平成31年4月15日 決裁)  
(令和5年3月10日 決裁)

### (設置)

第1条 SNSの利用頻度が高い学生を活用し、本市の事業やイベント、まちの魅力などを発信するため、会津若松市学生PR部（以下「学生PR部」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 学生PR部は、次の活動を行うものとする。

- (1) 学生PR部のSNSアカウントを活用した日常的なプロモーション活動
  - (2) 市の広報紙やSNSなどに掲載するプロモーション記事及び写真の提供
  - (3) 市が制作するプロモーション動画への出演
  - (4) その他市長が必要と認めるプロモーション活動
- 2 前項第2号により提供された記事は、市担当者がその内容を校正のうえ掲載し、市公式SNSへの投稿は市担当者が行うものとする。

### (資格)

第3条 学生PR部メンバー（以下「メンバー」という。）に登録することができる者は、各年度の4月1日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学又は専門学校に在籍する者
- (2) 市内に実際に居住し、又は市内の学校へ通学する者
- (3) 効果的なプロモーション活動を実施することができるものと認められるもの

### (任期)

第4条 メンバーの任期は、登録した日からその日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 任期中に市公式SNSアカウント等に投稿したメンバーの写真や動画などは、原則として任期終了後も削除しないものとする。

### (定員)

第5条 各年度におけるメンバーの定員は、5名程度とする。

### (募集)

第6条 第3条に規定する資格を有する者で、メンバーに登録しようとするものは、この要綱の規定を理解し 別に定める方法により申し込むものとする。

### (選考及び登録)

第7条 メンバーの選考は、前条の規定による申込みの内容を精査して行うものとする。

- 2 選考にあたっては、必要に応じて面談等を実施するものとする。
- 3 メンバーとして選考された者は、別に定める登録用紙の提出により、メンバーとして登録を受けるものとする。

### (謝礼等)

第8条 メンバーへの謝礼等の支払は、第2条第1項に規定する活動に対し、1日あたり1,300円を支給する。ただし、同項第1号の活動及び打ち合わせを除く。

- 2 学生PR部の活動に使用するメンバー個人が所有する機器類等の購入費や通信費、機器類等を維持するための経費等は、メンバーの自己負担とする。

### (知的財産権)

第9条 第2条に規定する活動における写真、動画等の使用に関し、メンバーに帰属する著作権及び肖像権については、市の広報媒体における使用を承諾しているものとみなす。

### (個人情報の取扱い)

第10条 市は、第6条の規定による申込みを行った者から収集した個人情報をこの要綱に基づく事務以外には利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、メンバーの個人情報のうち、次の情報は公開するものとする。
  - (1) 顔写真

- (2) ニックネーム
- (3) その他メンバー本人が事前に承諾した学生PR部の活動に関する情報

(禁止行為)

第11条 メンバーは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 学生PR部の運営を妨げる行為
- (4) 他のメンバー又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第12条 市長は、メンバーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 辞退の申し出があったとき。
  - (2) 第2条に規定する職務を遂行しないとき。
  - (3) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
  - (4) 第11条の規定に違反したとき。
  - (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。
- 2 前項第2号又は第4号の規定により登録を抹消された者は、再度メンバーへの申込みをすることができない。

(免責事項)

第13条 第2条第1項第1号に規定する活動により、メンバーに不利益、損害等が生じた場合、市は一切その責任を負わない。

- 2 市長は、メンバーの承諾の有無にかかわらず、学生PR部活動の一時中断、停止、中止又は廃止することができる。この場合において、メンバーに不利益又は損害が発生しても、市は一切その責任を負わない。

(庶務)

第14条 学生PR部に関する庶務は、企画政策部秘書広聴課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。